⑼　本工事は、一次審査の審査評価点の合計が以下の者（ただし、10番目又は15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の試行工事である。
・参加者数が20者未満の場合：10者（参加者が10者未満の場合は参加者全てを選抜）
・参加者数が20者以上の場合：15者

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑾　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者補佐の配置は認めない。

⒀　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。

⒁　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。

⒂　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。また、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式とすることができるものとする。

⒃　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いが可能な工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒄　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たな取組」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51－２号他）に基づき、入札説明書別紙１「低入札価格調査制度調査対象工事に関する事項」により、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒅　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。

⒆　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。

⒇　快適トイレの設置　本工事は、現場及び技術に関する説明事項に記載の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(21)　本工事は、遠隔地からの建設資材等の調達に係る費用について、調達の実態を反映し契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。

(22)　本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。
　なお、以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。
イ）共通仮設費：共通仮設費率に含まない費用（宿舎等に要する費用）
ロ）現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用並びに賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

(23)　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である（詳細は入札説明書による。）。

(24)　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による）。

(25)　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

(26)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事（発注者指定方式）である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

(27)　本工事は、情報共有システムを利用した工事関係図書等の効率化、電子納品等を行う試行対象工事（発注者指定方式）である。

(28)　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の試行対象工事（発注者指定方式）である（詳細は現場及び技術に関する説明事項による。）。

(29)　本工事は、段階的選抜方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を評価する適用工事である。

(30)　本工事は、段階的選抜方式において、カーボンニュートラルの取組実績を評価する試行工事である。

(31)　本工事は、受注者が工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成19年度以降に、元請けとして完成し、引き渡しが完了した建築一式工事で、以下の㋐の要件を満たす同種工事の施工実績（民間の施工実績も可）を有すること（受注形態を明らかにするものとし、甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。共同企業体にあっては、構成員のうちの１社が、下記㋐の要件を満たす施工実績を有していること。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた一時中止措置等を行ったものに限り、申請時点で完成していない工事も実績として申請できるものとする。ただし、下記実績は同一建物の工事であること。

㋐・建物用途：事務所・庁舎又は類似施設
・構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
・階数：地上４階建以上
・建物規模：延面積3,000㎡以上
・工事内容：新築工事又は増築工事（増築にあっては増築部分）同種工事として認める類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研究室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（教室及び実験室を除く。）の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が、申請する建物の延べ面積の１／２を超える建物。また、複合用途建築物については、同種工事として認める建物用途部分が同種工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の施工実績があるものと見なし、同種工事として認める建物用途の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建物についても、同等の施工実績があるものと見なす。ただし、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は、工事成績相互利用適用対象工事（※）に係る実績である場合にあっては、